

役員給与等を巡る税務

税理士 宮本 雄司

8

法人税法上の役員等

前回までは給与について説明してきましたが、今回は対象となる役員について説明していくこととします。法人税法上の役員は、範囲は広く、会社法上の役員のほか、実質的に法人の経営に従事して、意思決定に影響を及ぼす者(みなし役員といいますが含まれません。みなし役員に該当すると、役員に関する規定の適用を受けることとなります。

1 会社法上の役員

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人。

2 みなし役員

(1) 法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限ります)以外の者で法人の経営に従事している者。会長、相談役などが該当します。

(2) 同族会社の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限りません)で、次の要件のすべてを満たす者で法人の経営に従事している者。

① 所有割合が最も大きい株主グループから順番につけ、その所有割合を順番に加算した場合において、はじめて50%を超えるときにおけるこれらの株主グループ

② その者の属する株主グループの所有割合が10%を超えていること(10%超基準)。

③ その者(その配偶者及びこれらの者の所有割合が50%を超える場合の他の会社を含みます)の所有割合が5%を超えていること(5%超基準)。

次に、実際に所有割合をあてはめて、みなし役員に該当するか否かを検討していくこととします。

【事例1】

A(代表取締役)の所有割合が45%、Aの配偶者B(課長)の所有割合が5%、Aの長男C(営業部長)の所有割合が5%、D(専務取締役)の所有割合が4%、E(常務取締役)の所有割合が3%、その他少数株主の所有割合が38%とし、BとCは経営に従事していることと

みなし役員に該当するか事例で検討

代表取締役の配偶者は該当の可能性が高い

します。

まず、同族会社に該当するか判定を行います。BとCはAの親族であるため、Aに含まれます。そのため、Aの所有割合は55%(45%+5%+5%)となります。上位3順位の所有割合が62%(55%+4%+3%)となり、50%を超えているため同族会社に該当します。次に、同族会社の使用人BとCについて、みなし役員に該当するか判定を行います。BとCはAグループであり、所有割合を順番に加算した場合において、はじめて50%を超える株主グループの上位3順位に属しているため、50%超基準の要件を満たします。Aグループのため、10%超基準の要件を満たします。ただし、5%超基準の要件は、Bは配偶者を含めての所有割合のため、50%(45%+5%)となり要件を満たしますが、Cは単独での所有割合のため、5%となり要件を満たしていません。Bは3つの要件をすべて満たしており、経営に従事しているため、みなし役員に該当することになります。Cは3つの要件をすべて満たしていないため、みなし役員に該当しません。

【事例2】

F(代表取締役)の所有割合が40%、G(部長)の所有割合が20%、H(課長)の所有割合が15%、その他少数株主の所有割合が25%とし、GとHは経営に従事していることとします。

上位3順位の所有割合が75%(40%+20%+15%)となり、50%を超えているため同族会社に該当します。同族会社の使用人GとHについて、みなし役員に該当するか判定を行います。Gは所有割合を順番に加算した場合において、はじめて50%を超える株主グループに属しているため、50%超基準の要件を満たします。所有割合が20%のため、10%超基準と5%超基準の要件も満たしており、経営に従事しているため、みなし役員に該当することになります。Hは所有割合を順番に加算した場合において、はじめて50%を超える株主グループに属していない(FとGで50%を超えてしまったためはじめて超えるとはなりません)ことにより、50%超基準の要件を満たしていません。みなし役員に該当しません。Fは取締役のため、通常の役員となります。

個人での所有割合が少ない場合でも配偶者を含めるため、代表取締役の配偶者はみなし役員に該当する可能性が高いと思われます。